平成２３年（フ）第２８７号
岡山県都窪郡早島町早島3996番地２　ヌーベルアンジュ102、住民票上の住所岡山県倉敷市玉島黒崎4830番地６
債務者　吉田　祐樹
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
岡山県倉敷市水島西常盤町11番４号　ナンバビル206号
債務者　髙本　　治
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２３２７号
札幌市中央区南３条西25丁目２番15―503号
債務者　渡邊　貴彦
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６８０号
札幌市白石区菊水元町８条１丁目９番７号　みやこマンション103号
債務者　川尾　良則
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７０９号
札幌市東区北23条東６丁目５番１号　坂口マンション102号
債務者　渡会　　健
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７３９号
札幌市北区新琴似９条８丁目５番６号
債務者　池町　洋子
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７８６号
札幌市手稲区前田３条４丁目１番12―104号
債務者　多田　礼子
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７９０号
札幌市北区新琴似９条15丁目10番12号　カーサエテルナ102号
債務者　島津　和敏
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９１５号
札幌市清田区北野２条２丁目17番１号　第24大成コーポ102号
債務者　西村　稜子
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５号
福島県耶麻郡猪苗代町大字川桁字道下12番地１　川桁住宅２―105号
債務者　渡邊　絹子（旧姓新妻）
１　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第３４６号
群馬県前橋市堀越町1717番地２、住民票上の住所群馬県前橋市堀越町1665番地４
債務者　高橋ケイ子
１　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６９号
群馬県渋川市金井1492番地13
債務者　阿部　孝子
１　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７５号
群馬県前橋市広瀬町３丁目21番地　１―403号
債務者　髙橋　由香
１　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
群馬県渋川市伊香保町伊香保230の１　轟ホテル第一社宅206号室、住民票上の住所埼玉県草加市谷塚上町166番地１　スワンハイツ101号
債務者　室谷　寿恵
１　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１０号
群馬県渋川市行幸田389番地１
債務者　宮下　　薫
１　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１６号
群馬県伊勢崎市境下武士1119番地２
債務者　大槻　英生
１　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１７号
群馬県伊勢崎市境下武士1119番地２
債務者　大槻　美月（旧姓播磨）
１　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産係